

日時：平成24年8月20日（月）10:00～12:20

場所：全国町村会館2階ホール

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、森澤委員、山西委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課 塩崎課長

厚生労働省 安全衛生部 放射線対策室 安井室長補佐

厚生労働省 健康局 水道課 名倉課長補佐

厚生労働省 健康局 水道課 水道水管理室 下畑室長補佐

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道企画課 西迫係長

福島県 生活環境部 齋藤次長

独立行政法人原子力安全基盤機構 廃棄物燃料輸送安全部 加藤部長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹

財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事

環境省：南川事務次官、谷津官房長、水・大気環境局 小林局長

関大臣官房審議官、星野現地対策本部長、奥主大臣官房審議官

廃棄物・リサイクル対策部 梶原部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 高澤計画官

※会議は公開で行われた。

## 議 題

### 1. 開会

南川事務次官から挨拶とともに、参考資料4に基づき、8月19日に福島県に対して説明した「除染、廃棄物処理及び中間貯蔵施設に関する調査について」の紹介があった。

### 2. 8,000Bq/kg 超のばいじんの洗浄処理技術の開発について

ア. 大迫委員から、資料2に基づき、8,000Bq/kg 超のばいじんを洗浄処理する技術のスケールアップ化に向けたベンチテストの実施計画について説明があった。

イ. 委員から、処理後の濃縮水等の二次廃棄物については、その最終処分先が見通せていないと進まない。放射性物質に関しては希釈という行為も安全を担保する考え方であるということも考慮しつつ、安全性のさらなる検討が必要であるとの意見があった。

### 3. 各県に設置する指定廃棄物処分場選定の考え方について

- ア. 環境省から、資料3に基づき、前回の検討会で示した指定廃棄物処分場選定の考え方について、処分場の必要規模を示すとともに、より具体的な選定手順や選定に当たって実施するスクリーニングの方法、現地踏査の方法などの説明があった。
- イ. 委員から、焼却前に8,000Bq/kgを超えるものを対象としているのかという質問があった。環境省からは焼却前も含めて、8,000Bq/kgを超える指定廃棄物が対象であるとの回答があった。
- ウ. 委員から2.2次スクリーニングの処分場から既存道路等へのアクセスについて、通常これらの処分場は市街から離れた場所に立地することが多いが、既存の道路に面していることや既存の道路から1kmや2km離れたところを目安とした理由について質問があった。環境省から、3年以内に建設することを目標としていることから施工の容易性も考慮していると回答があった。
- エ. 委員から、処分場選定のスクリーニングと生活環境影響評価との関係について質問があった。環境省から、まずスクリーニングを実施して最終処分場の候補地を選定し、選定した立地場所においては資料5に示す方法により環境影響評価を実施するとの回答があった。
- オ. 委員から、2.2次スクリーニングで0点がついたものの取扱いに関する質問があった。環境省から、あくまでも総合的な点数の高さで判断するが、現地確認による施行の可能性も確認すると回答があった。
- カ. 委員から、処分場の崖からの距離について、最近の集中豪雨被害の影響なども考慮に入れて検討すべきとの意見があった。環境省から、各都道府県で策定している行政指導要綱を参考に最も厳しいものを選定しており安全側となっているが、現地踏査の際にも確認していきたいと回答があった。
- キ. 委員から、崖地からの距離が近い地域は、2.2次スクリーニングの点数項目があるが、2.1次スクリーニングで対象から外したほうがよいのではないかと指摘があった。環境省から、2.2次スクリーニングで対応するよう項目を挙げているが、現地確認による施行の可能性も確認することで対応していきたいという回答があった。
- ク. 委員から、スクリーニングの評価基準が放射性物質であるというだけの理由で通常の最終処分場の立地に比べ厳しめに感じるが、放射性物質は検出しやすいという利点があるため、モニタリングを行うという条件の下で、立地条件や施設構造の基準を緩和して対応することも可能ではないかと意見があった。環境省から、8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の最終処分場であるということに鑑み、最終処分場選定においては、各県の行政指導要綱も参考に厳しい基準を設定したと回答があった。
4. 指定廃棄物の最終処分場等の構造に関する考え方について
- ア. 環境省から、資料4に基づき、指定廃棄物の最終処分場の構造、埋立方法及び管理方法、仮設焼却炉の構造並びに放射性物質に関する安全評価のシナリオなどについて説明があった。
- イ. 委員から、第一から第二監視期間に移行する基準として、作業者の安全性の観点で定めた8,000Bq/kgを用いることの妥当性について、安全評価を踏まえた検討が必要であるとの指摘があった。
- ウ. 委員から、監視期間を移行する基準となる平均濃度の考え方について、フレキシブルコンテナ1つ1つの平均濃度なのか処分場全体での平均濃度なのかとの質問があった。環境省から、処分場全体の総ベクレル量で考えているとの回答があった。
- エ. 委員から、10万Bq/kgを超える廃棄物を福島県内では中間貯蔵する一方で、それ以外の県では最終処分することについて、取扱いの違いを説明できるようにしておくべきとの意見があった。

- オ. 委員から、最終処分場に水が浸入した場合や亀裂が入った場合、構造上管理点検廊に浸出すると考えられることから、管理点検廊でのモニタリングを行うことで地下水でのモニタリングより迅速に対応できるのではないかと提案があった。
- カ. 委員から、この処分場は遮断型構造とのことであるが、集排水設備という表現があり、雨水等の処理施設を持つものか質問があり、環境省から排水処理施設の設置を考えた旨の回答があった。それに対して委員から、仮設焼却炉の排水についても無放流にせず排水処理に負荷を分散するなど、全体的に合理性を持って施設の設計を行っていくべきとの意見が出た。また、放射性物質の濃度が高濃度の可燃物を焼却する際は、除去率など十分にチェックしつつ進める必要があるとの指摘があった。
- キ. 委員から、記録及びその公表の方法について質問があった。また、第二監視期間はどれくらいの期間を想定しているか質問があった。環境省から、記録はシステムにより一括管理をすることを考えている。また、第二監視期間はまだ整理できていないとの回答があった。
- ク. 厚生労働省から、処分場での作業員の安全性について、容器に入れられないものがある場合、電離放射線障害防止規則で非密封線源としての対応が必要となるとの指摘があった。環境省から、作業員の安全確保については厚生労働省とよく相談したいとの回答があった。
5. 指定廃棄物最終処分場における生活環境影響調査について
- ア. 環境省から、資料5に基づいて、指定廃棄物最終処分場における生活環境影響調査について説明があった。
- イ. 委員から、資料4で整理している指定廃棄物の処理施設における放射性物質に関する個別の安全評価と、資料5で整理している生活環境影響調査の関係について、質問があった。環境省から、生活環境影響調査は廃棄物処理法での生活環境影響調査に準じて行い、公告や意見募集については、放射性物質に関する個別の安全評価の報告書と合わせて行うとの回答があった。
- ウ. 委員から、処分場所の選定の段階で住民等の意見を聞く場を設けることはあるのかと質問があり、環境省から、候補地選定の段階で住民説明会を行うことを予定しているとの回答があった。
- エ. 委員から、廃棄物処理法での処理施設設置の際には専門家による審査会を開催するのが一般的だが、審査会の開催は予定しているのか質問があり、環境省から、具体的には考えていないが、本検討会でお諮りすることや必要に応じて専門家とも相談させていただきたいとの回答があった。
6. 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直しについて
- ア. 環境省から、資料6に基づき、特定一般廃棄物と特定産業廃棄物について、放射性物質汚染対処特措法施行規則の制定後に得られたデータに基づいた対象地域等の見直し案に関する説明があった。
- イ. 委員からは特に意見はなく、本見直し案は了承され、パブリックコメントの準備を進めることとされた。
7. 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設から除外されるものの要件の改正について
- ア. 環境省から、資料7に基づき、現在パブリックコメントを実施している特定一般廃

棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設における特別の維持管理基準の適用除外について、改正の必要性と改正内容の説明があった。

イ. 委員から、このような方向性でよいが、本来は公共用水域や大気環境において満たすべき濃度限度ではあるが、排出口での測定結果を判断材料としていることは安全側であることを強調して説明すべきであること、また除染廃棄物については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当するため、それを受け入れる施設は維持管理基準が適用になることについても周知することが必要であるとの意見があった。

ウ. その他には委員からは意見はなく、パブリックコメントの結果を考慮した上で告示を改正する方向で了承された。

## 8. 閉会

### 配付資料

- 資料 1 第 14 回災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料 2 8,000Bq/kg 超のばいじんの洗浄処理技術の開発
- 資料 3 各県に設置する指定廃棄物処分場選定の考え方
- 資料 4 指定廃棄物の最終処分場等の構造の考え方について
- 資料 5 指定廃棄物最終処分場における生活環境影響調査について
- 資料 6 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直しについて
- 資料 7 放射性物質汚染対処特措法施行規則第 32 条第 2 号に基づく告示等（特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設から除外されるものの要件）の改正について

- 参考資料 1 災害廃棄物安全評価検討会（第 13 回）議事要旨
- 参考資料 2 災害廃棄物安全評価検討会（第 13 回）議事録
- 参考資料 3 指定廃棄物の指定状況
- 参考資料 4 除染、廃棄物処理及び中間貯蔵施設に関する調査について